

広島県選挙管理委員会告示第八号

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成五年広島県選挙管理委員会告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式のその一中「平成」及び「㊦」を「㊧」とし、同様式備考中4を次のように改める。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第一号様式のその二中「平成」及び「㊦」を「㊧」とし、同様式備考中5を次のように改める。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第一号様式のその三中「平成」及び「㊦」を「㊧」とし、同様式備考中6を次のように改める。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二号様式のその一中「平成」及び「㊦」を「㊧」とし、同様式備考中7を次のように改める。

5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第三号様式のその二中「平成」及び「㊦」を「㊧」とし、同様式備考中4を次のように改める。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が

届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

民法第11条第3項の3中「平成」及び「印」並びに「回覧用紙」その他の用語は、この限りである。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

民法第11条第3項の1及び2の3中「平成」並びに「印」。

民法第10条第1項の2第2条第1項の3中「平成」及び「印」並びに「回覧用紙」。

民法第10条第3項の1中「平成」及び「印」並びに「回覧用紙」その他の用語は、この限りである。

7 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

民法第10条第3項の2の3中「平成」及び「印」並びに「回覧用紙」その他の用語は、この限りである。

7 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

民法第10条第3項の2の3中「平成」及び「印」並びに「回覧用紙」その他の用語は、この限りである。

6 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

註 記

1の限りにあつては、この限りである。